

議案第128号

公立大学法人鳥取環境大学に係る重要な財産について

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第44条第1項に規定する重要な財産について、同法第90条第2項の規定により次のとおり鳥取県と協議して定めるものとする。

平成23年9月2日提出

鳥取市長 竹内 功

公立大学法人鳥取環境大学に係る地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第90条第2項の規定により設立団体が協議して定める同法第44条第1項に規定する重要な財産は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により譲渡し、又は担保に供しようとする場合にあっては、その適正な見積価額）が7,000万円以上の不動産（土地については、その面積が1件2万平方メートル以上のものに限る。）若しくは動産又は不動産の信託の受益権とする。

提案理由

地方独立行政法人法第90条第3項の規定により議決を得るためである。